

騒音の規制に関する定め

広島市告示第96号
昭和61年4月1日

改正 昭和61年 6月27日告示第205号
平成 3年 7月 1日告示第286号
平成 5年 3月22日告示第102号
平成 6年 4月 1日告示第147号
平成12年 3月27日告示第 93号
(平成12年 4月 1日適用)
平成13年 1月 6日告示第 2号
平成13年 3月22日告示第 79号
平成17年 4月22日告示第166号
(平成17年 4月25日適用)
平成27年 4月13日告示第205号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく地域の指定、法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表の第1号の規定に基づく区域の指定、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和46年総理府・厚生省令第3号）の表備考第1項の規定に基づく区域の定め及び同備考第3項の規定に基づく時間の定めを次のとおり行い、昭和61年4月1日から施行する。

1 法第3条第1項の規定に基づく地域の指定

別表の右欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。

2 法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定

(1) 規制基準

別表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、次の表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

区域の区分	時間の区分	許容限度
第1種区域	昼間	50デシベル
	朝・夕	45デシベル
	夜間	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル
	朝・夕	50デシベル
	夜間	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル
	朝・夕	60デシベル
	夜間	50デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル
	朝・夕	70デシベル
	夜間	60デシベル
備考 「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝」とは午前6時から午前8時までを、「夕」とは午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。		

(2) 経過措置

別表の区域の区分の変更により当該変更前の規制基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める規制基準が適用されることとなる地域内に当該変更の日前に設置されていた特定工場等（法第2条第1項の特定施設の設置の工事に着手されていたものを含む。）において発生する騒音に係る規制基準は、当該変更の日から1年間は、前項の規定にかかわらず、当該変更前の区域の区分及び時間の区分に係る許容限度とする。ただし、当該特定工場等の設置者が法第8条第1項の規定に基づく届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号の規定に基づく区域の指定

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。

区 分	区 域 の 範 囲
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号イ、ロ及びハに該当する区域	別表の区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号ニに該当する区域	別表の区域の区分が第4種区域に属する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域

4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定に基づく区域の定め

次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域の範囲のとおりとする。

区域の区分	区 域 の 範 囲
a 区域	別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	別表の区域の区分が第2種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域

附則（平成6年広島市告示第147号）

この告示の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域に関しては、平成4年6月25日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときには、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日）までの間は、この告示による改正前の騒音の規制に関する定め別表は、なおその効力を有する。

別表

区域の区分	区 域 の 範 囲
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の定めのある地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（第3種区域に該当する区域を除く。）
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の定めのある地域
備 考	この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。